

令和2年12月25日招集

第12回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和2年第12回狭山市農業委員会総会

令和2年12月25日(金曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時00分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - (5)
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	松村享子	

(本日の欠席推進委員 1名)

小谷野義則

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

事務局 定時になりましたので、これより第12回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配布しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・資料4 農地の権利設定関係
- ・「農委だより第80号」となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第12回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 (会長の挨拶)

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議長 只今から、第12回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、小谷野推進委員につきましては本日の総会を欠席、諸口委員については遅刻する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号12番 浅見委員と13番 田口委員にお願いします。

これより、議案の審議を行います。

議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の粕谷推進委員、お願いします。

粕谷委員 全筆調査で草畑があった入間川地区と沢地区を回ってきました。是正がされていませんでした。所有者と会って話したいと思います。火が付いたら燃えそう

粕谷委員 な状態ですので注意喚起したいと思います。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 北入曽で、農地の中に建物が建っているのではないかと思えるところを見てきました。手続きが必要なので届け出るよう話しました。目視で地内を見て回りましたが是正がされていない筆がありますので、声かけしたいと思います。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 堀兼中学校と草刈街道の西側の畑で、6反ある畑について、所有者が体調を崩して草畑になっておりますが、まだ農業は続けたいとの意向でしたので草退治をお願いしました。春先にほうれんそうを作っていた借地も草だらけになっており、草退治をお願いしました。

議 長 続いて、堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 12月10日に変電所入り口のお宅の荒れ放題になっている畑について、所有者によろやくお会いでき、年明けに業者に草刈りを頼んでいると聞きました。利用権で1件お宅に伺いました。前回総会で幹旋希望のあった件について、現地の半分が茶畑で半分が畑でした。茶畑を畑にしてくれれば全部借りてもいい

議 長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 全筆調査で草畑があった地区を回ってきました。是正はされていません。火事の心配もあるので、注意喚起できればと思います。

議 長 次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 水富地区、広瀬地区を回ってきました。先月よりは耕耘の様子がありました。広瀬地区で草畑になっているところについて、業者さんが入ってきれいに變化しました。敷地が広がったので家と畑を分けて、家部分はブロック塀をかけてフェンスにしてその他の荒れていた畑を更地にして、すばらしくきれいになっていました。先祖代々の土地を引き継いでいくのは立派なことだと思います。

議 長 次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 掃き掃除をしていた方にお声がけしたら、翌月耕耘していました。会って話すのが一番良いですが、大体の荒地は荒地のままです。さといもについて、使っていない畑に作った里芋は良いと聞きます。5年に1回作付をしていましたが、儲かるものだから3年に1回、2年に1回となっていたのが連作の実情です。里芋を狭山の名品として残すのであれば、病気の対策として経緯を普及していただければと思いました。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
(質疑なし)

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。

次に、お手元の資料にあります、農地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定については、今回1件です。
所在地は、堀兼字下流1992番地2 地目は、畑、1,536㎡、約465坪です。

権利の種類は、所有権移転 売買金額は、2,790千円。一坪あたり、約6千円です。受け人は、平成29年11月26日に認定農業者となっています。説明は、以上となります。

議長 説明が終わりましたが、農業委員から質疑等がありますか？
(質疑なし)

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものいたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢1190番地の3ほか1筆、地目は畑、地積は2,207㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は露地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市沢に居住する農業者で、総耕作面積は、5,561㎡です。その内訳としましては、所有面積は畑で、借入面積は0㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字中原733番の5、地目は畑、地積は合計310
㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊
休農地です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅
です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付さ
れていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いい
たします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場374番の24、地目は畑、地積は合計30
1㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし

小野田委員 ・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

田口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字立帰（元下奥富分）2641番の2ほか1筆、地目は畑、地積は合計989㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地・露地野菜の作付となっています。申請者は、狭山市で建設業の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適

- 田口委員
- ・緊急性は 適
 - ・周辺農地への影響は なし
 - ・代替性は 適
 - ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

- 議長
- 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番、5番については、事業計画者が同一でありますので一括での説明を求めます。

- 久保田委員
- 議案番号3整理番号4・5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字富士塚277番ほか1筆、地目は畑、地積は合計1,381㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市で理化学器械等の製造・販売を行っている法人です。転用目的は、駐車場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。

また、この会社は、5反以上になると思うのですが緑地等がゼロです。その辺をどう対策したらいいか、開発指導要綱の必要はないかと思いますが、皆様の判断をお願いします。

事務局 この件につきましては、元の転用、そして前回の拡張に引き続き今回の拡張となっております。前回の拡張では、工場を新たに作っていて、その完了については事務局でも確認をしていますが、今回来年度新規採用を20名予定していると、役員会議事録にて確認しています。そのようなことから、20名の増員等々で拡張となりました。法的には、1種農地であっても従前の事業地の50%までは拡張可能であるとなっております。

久保田委員さんからの質問ですが、今回の転用面積が1,381㎡で、開発の指導要綱は行政指導ですが、1,000㎡を超えるものについては事前協議をお願いしています。開発に確認したところ、必ずしもやらなくともよいということでした。開発に関して言えば、事前協議はなされていない状態です。こういった背景について、川越農林振興センターでは、行政指導で事前協議がなされていないことをもって、不許可にすることは難しい。関係法令に抵触する法的なものであれば不許可であるとのことでした。

「法的なものでない」ということが今回ネックになっていますが、事前協議を受けて、緑地を設置するのが通常の事業計画者の在り方と考えます。

議長 説明が終わりました。

行政指導の一環として事前協議をし、行政からの要請をクリアしたうえで、本申請されるのが通例ですが、今回は申請者は事前協議を出すつもりはないとのことでした。行政指導には強制はできませんが事務取扱上は強く要請をすることでご理解いただきたいと思います。

質疑等を受け付けます。

久保田委員 文書などで示さなくても良いのですか？

事務局 法的な強制力ではないので、口頭でのお願いを続けていくことになると思います。

諸口委員 小島化学薬品は、事前協議をしないのは今回が初めてですか？

事務局 今回は1,000㎡を超えるものなので、事前協議をお願いしていますが、前回は1000㎡以下でしたのでこの話はありませんでした。

議長 質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

浅見委員 議案番号3整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字淵ノ上2983番の1、地目は畑、地積は合計75㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

- 浅見委員
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
 - ・ インフラの整備が進んでいる はい
 - 上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
 - ・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、資材置場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

浅見委員 議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字東八木3086番の2、地目は畑、地積は合計475㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- 上水道 あり 下水道 なし ガス管 あり
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、飯能市に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

浅見委員 (理由書6の朗読)
理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

事務局 次に、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。
買取申し出事由につきましては、これまで主たる従事者が本年7月に亡くなったことが買取申出事由となります。買取申し出者は、息子です。
生産緑地に係る農業の主たる従事者については、死亡か故障か30年経過する以外には生産緑地を他の用途に変えることはできません。
説明は以上です。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『証明』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

事務局 次に、協議・報告事項に移ります。
まず、最初に賃貸借権による相談票が提出されていますので、事務局の説明を求めます。
資料4をご覧ください。
東京都小平市にお住いの方が、狭山市内において柑橘類の作付けを目的とした農地を10年間の賃貸借権を設定して3,000㎡から4,000㎡ほどの農地のあっせんを希望されています。

- 事務局 相談者は、坂戸市で自作地を約1,900㎡を所有し、貸付地を約8,900㎡所有しています。
坂戸では、栗、柿、イチジク、銀杏、梅等を作付けしており、住所地からより近い狭山市で農地を探しています。
道の駅での販売や小平の農協へ出荷を計画している状況です。
説明は以上となりますが、各地区において、あっせんできる農地がありましたら、事務局へお知らせください。
- 議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、次に「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料3をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、8件ですべて届出事由は、相続です。
なお、整理番号2番、4番、8番につきましては、あっせんの希望があります。
8件17筆、11,243.31㎡で、内訳は、田が2,818㎡、畑が8,425.31㎡です。
次に農地法第4条の規定による届出は、2件、転用目的は、駐車場敷地で、2件2筆、転用面積は、638㎡で、すべて田であります。
次に農地法第5条の規定による届出は、3件、転用目的は、駐車場敷地2件、住宅敷地1件で、3件5筆、転用面積は、2,061㎡で、すべて畑であります。以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
(質問なし)
無いようですので、これをもちまして、第12回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。